「地域住民グループ向けサービス」利用規約

特定非営利活動法人ココメイト山口

(目的)第1条

当団体の名称はココメイト山口とします。

- 2 当団体が地域住民グループ向けサービス(以下「当サービス」といいます。)を会員が利用して心身の健康維持・増進を図るとともに、会員間の親睦や趣味活動、健康的な生活を楽しむことを目的とします。
- 3 当サービスは、複数人に対してサービスを行うものであり個別対応を保証するものでは ありません。会員が当サービスを利用する場合は、健康・動作状態、安全に参加できる と会員自身が判断したものとします。

(会員制度)第2条

当サービスは会員制とします。

2 会員による当サービスの利用範囲、条件、会員種別については別に定めます。

(入会資格)第3条

当団体の目的に賛同する者は、誰でも当サービスに入会することができます。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める者は当サービスの会員となることができません。
 - 一 医師などから運動を禁止されている者、当サービスを利用することにより、身体や命を損なう恐れのある者
 - 二 日本国に不法に入国した者及び不法に滞在する者
 - 三 本条第3項に定める反社会的勢力に属する者
 - 四 当団体において除名又はこれに類する処分を受けた者
 - 五 その他当団体がふさわしくないと認める者
- 3 会員は、当サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる者(以下、「反社会的勢力等」という。)ではないことを宣誓し、保証しなければなりません。
 - ー 暴力団構成員及び準構成員
 - 二 前号でなくなった日から5年を経過しない者
 - 三 暴力団構成員及び準構成員が支配する会社の役員,従業員その他関係者
 - 四 前三号と密接な関係を有する者
 - 五 その他前各号に準ずる者
- 4 未成年者は、その法定代理人の同意がなければ当サービスの会員となることはできません。
- 5 成年被後見人は、その者の意思だけでは当サービスの会員となることはできません。必ず成年後見人による手続の代理が必要となります。

- 6 被保佐人又は被補助人で、本クラブへの入会手続又はそれに付随する手続について、保 佐人又は補助人の同意を要することとされている者は、保佐人及び補助人の同意がなけ れば、当サービスの会員となることはできません。
- 7 会員は、当団体に対し自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わない ことを保証します。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計または威力を用いて当団体の信用を毀損し、または当団体の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(入会手続)

- 第4条 当サービスに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、当 団体による審査を受けたうえ、当団体が承諾したときに、当団体との契約が成立 し、当サービスの会員となります。なお、利用開始日は契約成立日となります。
- 2 前項に定める入会申込を行った場合であっても、当団体が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。 また、会員は重複して入会をすることはできないものとします。
- 3 会員は、入会後、当団体から本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じる ものとします。当団体は、会員がその求めに応じない場合、当サービスの利用を禁止す ることができます。この場合であっても会員は、会費を含む諸費用を支払います。
- 4 未成年の方が入会しようとするときは、当団体が特に認めた場合を除き、親権者の同意 を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自 らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うも のとします。未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人 に準用します。

(届出内容変更手続)

- 第5条 会員は、入会申込書に記載した内容その他、当団体に届け出た内容が正確であることを保証します。当団体、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 2 会員は、入会申込書に記載した内容その他、当団体に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3 当団体より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送もしくは電磁的な方法を含め配付することにより通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により当団体からの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに当団体からの通知が会員に到達したものとします。

(個人情報保護と利用)

- 第6条 会員は、当団体が会員に関する以下の個人情報を、収集、保管、活動報告に利用することに同意します。(サービスを提供するために必要な範囲で、それ以外の目的で第三者との個人情報の共有する事はありません。)
- 一 氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス
- 二 参加者の活動データ
- 三 写真・動画又は音声の情報で、その個人を識別できるもの
- 2 当社は、管理運営・サービス改善、市場調査、研究開発、お知らせの提供等の目的のために個人情報を利用します。その際、当社は、必要な安全管理措置を講じるものとします。

(諸費用)

第7条 会員種別毎の会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます)は、別に定めます。

- 2 会員は、利用開始前に預り金として団体に支払うかか利用のつど支払うかの2つから選択するものとし、支払方法は月単位で変更できるものとします。利用開始前に預り金として団体に支払う場合は、利用状況に応じて月末に当団体が支払い金額を決定し、当団体に支払いが行われるものとします。
- 3 支払い方法は現金のみとします。
- 4 休会が6カ月以上続く場合、退会・除名した場合は預かり残金を返金するものとします。
- 5 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは当団体が認める理由がある場合を除き、返還しません。

(会員たる地位の相続・譲渡)

第8条 当サービスの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方 が相続することもできません。

(諸規則の遵守)

第9条 会員は、当サービスの利用にあたり、本会則の定める諸規則を遵守し、当団体のスタッフの指示に従うものとします。

(禁止事項)

第10条 会員は、次の号に定める行為をしてはなりません。

一他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます。)やスタッフ、当団体を誹謗、中傷すること。他の方やスタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。大声、奇声を発する行為や他の方もしくはスタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。

- 二 物を投げる、壊す、叩く等、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。当団体の施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- 三 他の方やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 四 刃物など危険物の所持。
- 五 サービス提供時間内に、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署 名活動。
- 六 高額な金銭、物の所持。
- 七 当サービスの秩序を乱す行為。
- 八その他、当団体が会員としてふさわしくないと認める行為。

(損害賠償責任免責)

- 第11条 会員が当サービスの利用中、会員自身が受けた損害に対して、当団体は、当団体に故意または重過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、当団体は、当団体に故意または重過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。
- 2 当団体は、サービスが安全に提供されるように努めますが、会員自身が自ら安全管理を行い、スタッフの指示に従うものとします。

(会員の損害賠償責任)

第12条 会員が当サービスの利用中、会員の責に帰すべき事由により、当団体または他の 会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負 うものとします。

(持参物に関する責任)

第13条 当団体は、会員が持参した物を預かりません。会員は、持参物について自己の責任をもって管理するものとします。当団体は、故意または重過失がない限り、会員が持参物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

(休会)

第14条 会員は、いつでも休会申請をすることができます。諸費用は、利用状況に応じて 支払金額を決定し、月末までに支払うものとします。

(会員資格の喪失)

第15条 当サービスの会員は、次の事由により、その地位を失います。

- 一 退会
- 二 除名処分
- 三 死亡したとき
- 2 会員の地位を喪失した者は、喪失した日から当サービスを利用することはできません。

(退会)

- 第16条 会員は、自己都合により退会するときは、いつでも退会申請を行うことができます。なお、未納の利用料金がある場合、退会の手続きが完了するまでにこれを支払わなければなりません。
- 2 退会申請は当団体所定の書面もしくは、書面による申請が困難な場合は電子的方法を含む他手段により、受け付けるものとする。当月の末日(以下「退会日」といいます。) をもって退会できるものとします。なお、会員は当団体に対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

(除名処分)

- 第17条 会員に次の事由がある場合、当団体は、当該会員を除名処分とします。
 - 会員に入会資格が備わっていないとき
 - 二 会員が虚偽の情報を申告して入会手続を行ったとき。
 - 三 利用料金の滞納が3か月分となったとき。
 - 四 会員が本規約及び当団体が定める規則に違反し、その是正が困難であるとき。
 - 五 会員が法令に違反する行為をしたとき。
 - 六 その他当団体並に会員としてふさわしくないと判断したとき。
- 2 除名処分の効力は、除名をしたその日から生じます。
- 3 会員の除名処分を行うにあたり、当団体は、会員に対し、2週間以上の期間を定め、その期間のうちに除名処分の理由となる事情を解消することを求めるものとします。ただし、緊急に除名処分を行う必要があり、会員にその是正を求めている時間的余裕がない場合には、事前の通知を省略することができます。
- 4 当団体は会員を除名処分とした場合、会員にその旨の連絡を行うものとします。
- (諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)
- 第18条 当団体は、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および運営 システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して原則として 1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

(会則の改正)

第19条 原則として当団体は1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会 則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとしま す。

(告知方法)

第20条 本会則における会員への告知方法は、配布もしくはホームページに掲載する方法 とします。

(休業及び中止)

- 第21条 当団体は、休業日・中止を設けることができます。次の各号のいずれかに該当する場合、当サービスは一部サービスを休業及び中止することができます。
 - 一 天災地変, 気象災害、地震又はその他不可抗力によりサービスの提供が困難なとき。
 - 二 前号に定める事象が発生するおそれがあるとき。
 - 三 備品などの整備又は点検を要するとき。
 - 四 判決又は行政庁による処分若しくは行政指導がなされ、それに従う必要があるとき。
 - 五 その他サービスを行うことが困難若しくは不可能な事由が生じる等の前各号に準ずる 事態が生じたとき。
- 2 会員は、利用状況に応じて、利用料金を支払うものとします。ただし、当団体が特に判断を示したときは、その判断によります。
- 3 当団体は、第2項第3号によって休業及び中止するときは、その一週間前までに、その 旨を会員に対し告知しなければなりません。

(管轄裁判所)

第22条 本契約につき裁判上の争いとなったときは、山口地方裁判所を第一審の合意管轄 裁判所とすることに両者が合意したものとします。

(協議事項)

第23場 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じたときは、当事者間で誠実に協議のうえ解決を目指します。